

運営管理規定

(2014年12月14日改正)

特定非営利活動法人

町田市学童保育クラブの会

運営管理規定

第1章 総則

(目的)

第1条 特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会が経営する学童保育クラブ（以下「クラブ等」という）は、児童福祉法（以下「法」という）および関係法令、町田市学童保育設置条例および同条例施行規則、町田市学童保育クラブ委託制度運営要綱（以下「条例等」という）に基づき学童保育クラブ利用者（児童および保護者）の福祉の向上、地域における児童福祉の向上のための指導および援助を目的とする。

(運営方針)

第2条 クラブ等は、法の理念および条例等に基づき、利用者および地域における児童福祉の向上に必要なサービスの提供に努めるものとする。

第2章 クラブおよび開設時間等

(クラブ)

第3条 当法人の経営するクラブは次の通りとする。

- (1) なかよし学童保育クラブ
- (2) 成瀬中央あおぞら学童保育クラブ
- (3) わんぱく学童保育クラブ
- (4) そよかぜ学童保育クラブ
- (5) 大蔵学童保育クラブ
- (6) どろん子学童保育クラブ
- (7) 金井学童保育クラブ
- (8) 鶴川学童保育クラブ
- (9) 函師学童保育クラブ
- (10) 高ヶ坂けやき学童保育クラブ
- (11) つくし野学童保育クラブ
- (12) 大戸のびっ子学童保育クラブ
- (13) 南大谷学童保育クラブ

(開設時間および保育時間)

第4条 前条のクラブの開設時間は次の通りとする。

- (1) 学校が授業等を行うとき・・・午前9時30分から午後6時まで
 - (2) 学校が休業のとき・・・午前8時30分から午後6時まで
2. 保育時間は次の通りとする。
- (1) 学校が授業等を行うとき・・・下校後より午後6時まで
 - (2) 学校が休業のとき・・・午前8時30分から午後6時まで
3. 災害時は町田市の指示により、臨時にクラブを閉鎖し、または保育を中止するときがある。

(クラブの閉所)

第5条 次にあげる期間は、クラブを閉所するものとする。

- (1) 日曜日・国民の祝日および国民の休日
- (2) 冬季閉 12月29日より1月3日

第3章 定員および職員配置

(利用定員)

第6条 各クラブの児童の利用定員は45名とする。

2. 事情により定員を超えた場合は協議の上、上限を設定する。

(職員の配置および定数)

第7条 各クラブに正規指導員3名をおく。

2. 正規職員のうち1名を施設責任者とし、当該クラブの統括を行わせることができる。
3. 必要に応じて非常勤職員を配置する。人数配置については別表の通りとする。
4. 必要に応じて嘱託職員を配置する。人数配置については別表の通りとする。

(事務局)

第8条 各クラブの経営を円滑に行うため事務局をおく。

2. 事務局に事務員を配置する。
3. 必要に応じて、事務局に統括施設長を配置することができる。

第4章 職員の職務

(職種及び職務)

第9条 各職員は次の職務を担当する。

- (1) 放課後児童支援員（正規職員）
 - ・児童の保育全般
 - ・施設運営及び維持・管理
- (2) 放課後児童補助員（非常勤職員）
 - ・放課後児童支援員の補助
- (3) 事務員
 - ・財務管理、人事管理その他庶務に関する事務
 - ・施設運営に関する管理・監督指導

(職務分掌)

第10条 各担当の職務分掌は別に定める。

第5章 入所および退所

(入所)

第11条 児童の入所は、条例等の定めるところによる。

(入所時の説明)

第12条 児童の入所にあたっては条例等の定めるところの他、児童の保護者等に対して各クラブにおいて保育の方針等必要な事項について十分な説明を行い、理解と協力を得るものとする。

(利用期間)

第13条 クラブの利用期間については条例等の定めるところによる。

(退所)

第14条 児童の退所は、条例等の定めるところによる。

第6章 児童に対する保育

(基本原則)

第15条 保育にあたっては、児童一人ひとりの発達段階を十分に理解し、豊かで創造性にあふれた放課後の生活を過ごせるように配慮しなければならない。

2. 児童の人権を擁護するとともに、これを発展させなければならない。いかなる体罰も、これを加えてはならない。
3. 児童一人ひとりの力と意欲に応じた課題を設定し、適切な指導を行うよう努めるものとする。

(保育)

第16条 職員は、児童ひとりひとりに家庭的な雰囲気の中で精神的な安定を得させ、意欲と自信をもって諸課題に取り組めるよう努めるものとする。

(家庭に対する援助)

第17条 児童の心身の健全な発達のために、保護者との連絡を密にし保育に関わる協力を得るとともに、必要に応じて、相談等の援助を行うものとする。

(児童の健康管理)

第18条 保護者との連絡を密にし、児童の健康管理について十分な配慮に努める事。

2. 保育中の病気、怪我については、迅速に対応し、必要に応じて保護者等に連絡するものとする。

第7章 雑則

(改正)

第19条 この規則を改正または廃止するときは、法人理事会の議決を経るものとする。

(施行)

第20条 この運営管理規定は平成15年4月1日より施行する。

附則

| | |
|---------------|-------------------|
| 平成17年3月27日改正 | 平成17年4月1日より施行する。 |
| 平成18年5月21日改正 | 平成18年4月1日より施行する。 |
| 平成18年11月5日改正 | 2007年4月1日より施行する。 |
| 2007年3月24日改正 | 2007年4月1日より施行する。 |
| 2008年3月29日改正 | 2008年4月1日より施行する。 |
| 2009年3月28日改正 | 2009年4月1日より施行する。 |
| 2009年11月15日改正 | 2010年4月1日より施行する。 |
| 2010年9月12日改正 | 2010年10月1日より施行する。 |
| 2012年12月9日改正 | 2013年4月1日より施行する。 |
| 2014年12月14日改正 | 2015年4月1日より施行する。 |

【 別表 】

| 児童数 | ～45名 | 46～65名 | 66～75名 | 76～90名 | 91～105名 | 106名以上 |
|-------|------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 正規職員 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 非常勤職員 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

※ 障害児に関しては1名につき原則として1名加配

※ 但し、町田市が児童数71名を超え、かつ施設を分割した「2クラブ制」と認めた場合、上記の表に関わらず、市の基準どおりに嘱託職員を配置する。その場合、児童数15名に対する職員配置が1名となるよう、非常勤職員の配置数を調整する。

運営管理規定 細則 第2号 (第4条関係)

町田市学童保育クラブ設置条例、施行規則および協定書(以下、「条例等」という。)に基づく延長保育に関する細則は、以下の通りとする。

(延長保育時間)

第1条 クラブの延長保育時間は次の通りとする。

- (1) 学校が授業等を行うとき・・・午後6時00分から午後7時00分まで
- (2) 学校が休業のとき・・・・・・午前8時00分から午前8時30分まで
および午後6時00分から午後7時00分まで

(延長保育の利用)

第2条 延長保育を希望する児童の保護者は、条例等に定める諸手続きをしなければならない。

(費用)

第3条 延長保育を希望する児童の保護者は、条例等に基づく育成料を納入しなければならない。

(職員の配置)

第4条 延長保育時間帯には、必要に応じて条例等に定める職員を配置する。

(施行)

第5条 この細則は、2010年10月1日より施行する。

運営管理規定 細則 第3号

町田市学童保育クラブ通所支援に関するガイドラインに基づく障がいのある児童の通所支援に関する細則は、以下の通りとする。

(目的)

第1条 特別支援学校に通学し、スクールバスを利用して学童保育クラブに通所する児童のうち、児童だけでは通所が困難で、保護者・家族・ボランティア等による付き添い等が難しい児童に関して、学童保育クラブ直近のスクールバス停留所まで職員が児童を迎えに行くことにより、保護者の迎えにかかる負担を軽減及び児童の安全を確保することを目的とする。

(事由)

第2条 通所支援を実施する際の事由は、保護者等が次の各号の全てに該当する場合に限ることとする。

- (1) 保護者等本人、並びに同居の親族またはそれに代わる者が、児童の迎えが困難な場合
- (2) 保護者がスクールバスの停留所に関し、学童保育クラブに最も近いバス停を利用できるよう、あらかじめ特別支援学校と調整を行っている場合
- (3) 保護者が利用の日時について、あらかじめ学童保育クラブへ日常的に連絡をとることができる場合

(手続き)

第3条 前条に基づき、通所支援を希望する保護者は、別に定める重要事項確認書の記載事項に同意した上で、法人へ利用申込書を提出しなければならない。

2. 法人は、保護者からの通所支援の申込があった場合において、その事由が前条に該当すると認めた場合には、職員に児童の迎えを行わせることとする。
3. 保護者は、利用日の予定表を前月20日までに職員へ提出しなければならない。期日までに提出がない場合、通所支援を中止することができるものとする。

(利用料)

第4条 通所支援を利用する児童の保護者は、利用料1回あたり200円（月の利用が10回を超える場合2,000円）を法人に納入しなければならない。

2. 利用料の徴収は、実績により請求するものとする。

3. 利用する児童の保護者は、法人の請求に基づき翌月25日までに利用料を、法人が指定する方法で納入するものとする。
4. 利用料の減額および減免は行わないものとする。

(利用の中止)

第5条 利用期間中に利用をやめる場合には、利用を中止する1週間前までに法人へ申出るものとする。クラブを退会する場合または入会承認期間が終了する場合は、その期日をもって終了するものとする。

2. 次の事由に該当した場合、法人は利用を中止することができる。
 - (1) 利用料の支払いが2カ月以上遅延した場合
 - (2) 本規定および重要事項確認書の記載事項が守られない場合
 - (3) 児童の心身の状態により、通所支援が困難であると判断した場合
 - (4) 風水害等により、児童および職員が危険に遭う可能性がある場合

(施行)

第6条 この細則は、2010年10月1日より施行する。